


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 12 日

申請者 フリガナ ダイケイシヨウジカブシキガイシャ 氏名又は名称 大恵商事株式会社 

住所 大阪府大阪市中央区南船場1-6-13

フリガナ ダイケイシヨウジカブシキガイシャ 代表者氏名 ウラカミ リョウ 浦上 涼

電話番号 06-6484-8202

FAX番号 06-6484-8203

メールアドレス daikeisyoji2017@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 18 日

申請者 氏名又は名称

大恵商事 株式会社



住 所

大阪府大阪市中央区南船場1-6-13

代表者氏名

代表取締役
浦上 涼

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ウラカミ リョウ 代表取締役 浦上 涼	
事業の範囲	土木建築工事業、土地の開発及び造成
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大 恵 商 事 株 式 会 社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 〒542-0081 住所 大阪府大阪市中央区南船場1-6-13 電話番号 06-6484-8202 F AX番号 06-6484-8203 メールアドレス daikeisyoji2017@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
カネガキ 工業 金澤 泰司	第300737号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和7年 2月 12日 現在

種 別	名 称	型 式 性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		2	
	カッター	VP・PP用 GP用	各1	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	大・小	1	
	やすり		1	
	面取器	VP・PP用	2	
接合用の機械器具	パイプレンチ	200mm 300mm 450mm 600mm	各2	
	モンキーレンチ	100mm 200mm 300mm	各2	
	トーチランプ		1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		1	
水道穿孔機		φ20～φ50	1	
コア挿入機		φ20～φ50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 18 日

申請者

氏名又は名称 大恵商事 株式会社
住 所 大阪府大阪市中央区南船場1-6-13
代表者氏名 浦上 涼



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市中央区南船場一丁目6番13号
大恵商事株式会社

会社法人等番号	1200-01-207531	
商号	大恵商事株式会社	
本店	大阪市淀川区西中島三丁目13番1号	
	大阪市中央区南船場一丁目6番13号	令和 6年11月11日移転 令和 6年11月22日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成29年8月2日	
目的	1. 土木建築工事業 2. 土地の開発および造成 3. 建築資材の販売 4. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金100万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、当会社の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。	
役員に関する事項	取締役	浦上涼
	取締役	金沢哲文
		令和 1年 8月 1日就任
		令和 1年 8月 26日登記
		令和 5年11月 1日辞任
		令和 5年11月 28日登記

大阪市中央区南船場一丁目6番13号
大恵商事株式会社

	大阪市東成区大今里西二丁目8番13号シャーマゾン暁102号 代表取締役 <u>浦上涼</u>	令和 1年 8月 1日住所移転
	大阪市平野区加美正覚寺二丁目10番8号H-maison加美正覚寺V201 代表取締役 <u>浦上涼</u>	令和 1年 8月 26日登記
	大阪市天王寺区堂ヶ芝一丁目5番40号ユニゾン堂ヶ芝401号 代表取締役 <u>浦上涼</u>	令和 1年 9月 17日住所移転
	大阪市東成区大今里西三丁目11番1-405号 代表取締役 <u>浦上涼</u>	令和 5年 1月 1日住所移転
登記記録に関する事項	設立	平成 29年 8月 2日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 7年 2月 14日

大阪法務局
登記官

秋山 亜希子



大恵商事株式会社

【定款】

2025年2月18日

本定款は原本と相違ありません。

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-6-13 202号

大恵商事株式会社

代表取締役 浦 上 涼



定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、大恵商事株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事業
2. 土地の開発および造成
3. 建築資材の販売
4. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、当社の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日に株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第 9 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第 10 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

(招集通知)

第 11 条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の3日前までに発する。

(株主総会の議長)

第 12 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。
2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会の決議)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

(議事録)

第 14 条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 15 条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第 16 条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第 18 条 当社の取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とし、取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。
2 社長は、当社を代表し、当社の業務を執行する。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者またはその選任時に在任する取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第 20 条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(剰余金の支払)

第 21 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行なう。

(配当金の除斥期間)

第 22 条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 23 条 当社の設立に際して発行する株式の数は100株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第 24 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金100万円とする。

2 当社の設立時資本金は金100万円とする。

(最初の事業年度)

第 25 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成30年7月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 26 条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりである。

設立時取締役 浦上 涼

(住所) 大阪市東成区大今里西2丁目8番13号シャーマン暁102号

設立時代表取締役 浦上 涼

(発起人の氏名ほか)

第 27 条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

(住所) 大阪市東成区大今里西2丁目8番13号シャーマン暁102号

(発起人名) 浦上 涼

100株 100万円

(法令の準拠)

第 28 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、大恵商事株式会社 を設立するため発起人 浦上 涼 を代理して行政書士 錦 貴之 が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成 29 年 7 月 20 日

発起人 浦上 涼

上記代理人 行政書士 錦 貴之



同一の情報の提供

提供の日付：2017年07月25日

公証人：12070010 野島光博



所属法務局：大阪法務局

公証役場：堺公証役場

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

請求対象の登簿管理番号：17-1207001002001259

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2017年07月25日

請求対象の処理公証人：12070010 野島光博

所属法務局：大阪法務局

公証役場：堺公証役場

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第三〇〇七三七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

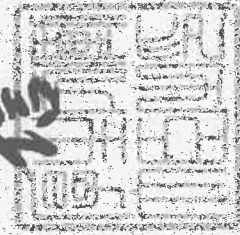
氏名 金澤 泰司

昭和五十三年六月四日生

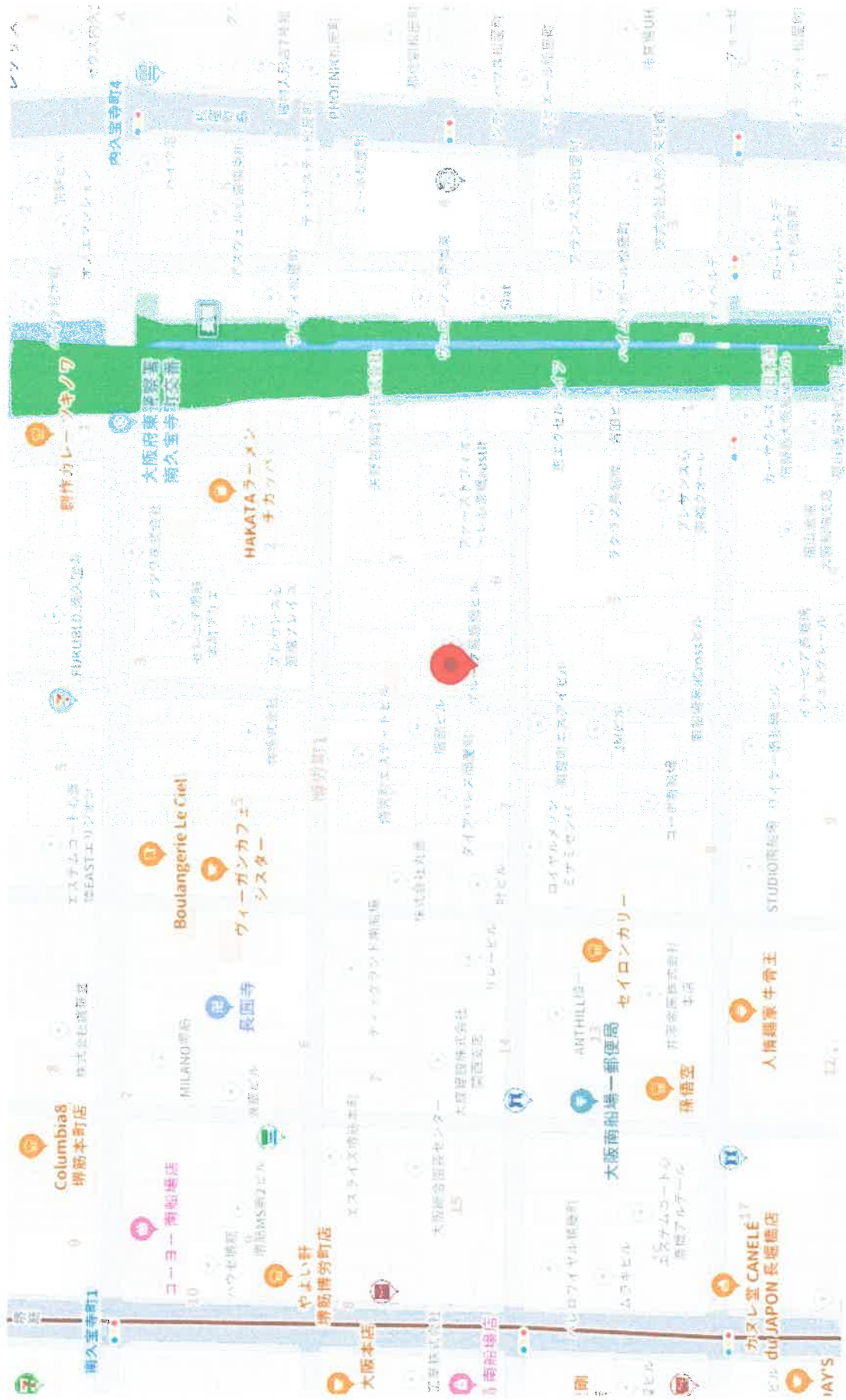
水道法昭和五十年法律第七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和五年四月二十四日

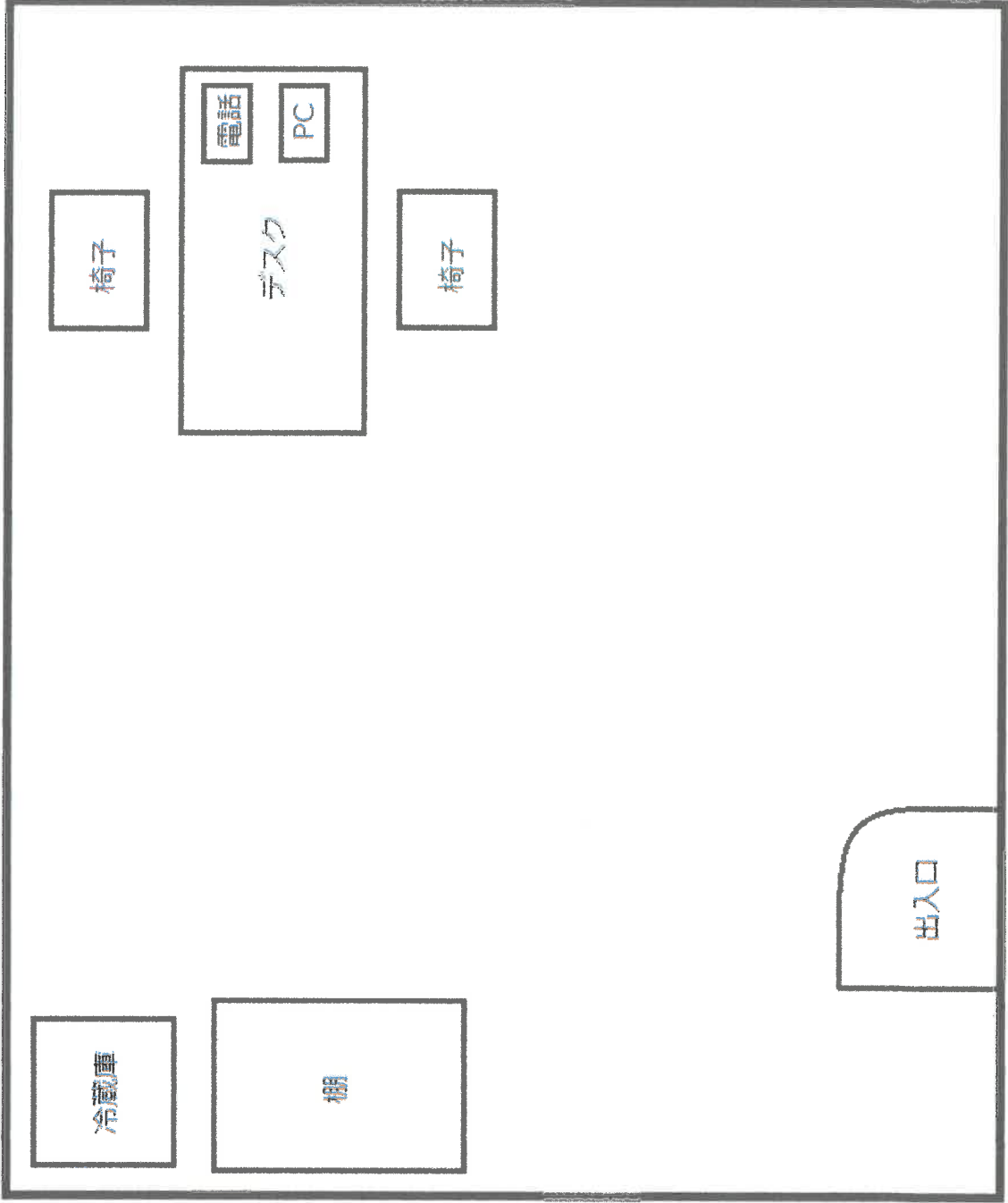
厚生労働大臣 加藤勝信



事業所の位置図 大阪市中央区南船場1-6-13



事業所の見取図



ポスト



事務所内観



建設業許可



事務所外観



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 18 日

申請者 フリガナ ダイケイショウジカブシキガイシャ
 氏名又は名称 大恵商事株式会社
 住所 大阪府大阪市中央区南船場1-6-13
代表者
フリガナ ウラカミ リョウ
 代表者氏名 浦上 涼
 電話番号 06-6484-8202
 FAX番号 06-6484-8203
 メールアドレス daikeisyoji2017@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 2 日

届出者

氏名又は名称 大恵商事 株式会社

住 所 大阪府大阪市中央区南船場 1-6-13

代表者氏名 浦上 涼



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出

解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	大恵商事株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
金澤 泰司	第 300737 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇〇七三七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 金澤 泰司

昭和五十三年六月四日生

水道法(昭和二十九年法律第百二十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和五年四月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

